久米島町公用車購入（電気自動車）プロポーザル実施要領

１．　趣　旨

この要領は、久米島町が推進する脱炭素社会の実現及び公用車の環境性能向上を図るため、電気自動車（EV）の導入にあたり、集落内道路など訪問業務における機動性や利便性を考慮した車両で最も適した提案及び技術力を有する事業者を選定するための公募型プロポーザル方式による契約実施に関し必要な事項を定めるものとする。

２．　業務概要

（１） 件名

久米島町公用車購入

（２） 案件概要

電気自動車（EV）　１台

（３） 業務内容

別紙「久米島町公用車購入（電気自動車）仕様書」のとおりとする。

（４） 履行期間

契約締結日から令和９年２月26日までとする。

（５） 契約締結までの流れ

① 参加申込書（様式２）の提出があったものについて、参加資格の有無を確認します。

② 参加資格を有する者より、企画提案書の提出を受け、書類審査及びプレゼンテーションを実施し、最も評価の高い者を優先交渉権者に選定します。

③ 優先交渉権者と契約に向けた協議を行い、協議が整った場合、契約を締結します。協議が整わなかった場合は、次点者との協議に移るものとします。

（６） スケジュール

項目	実施期日
１.公募開始（公募要領の公表）	令和８年11月２日（月）
２.質問受付期間	令和８年11月２日（月）～令和８年11月９日（月）
３.質問回答	令和８年11月10日（火）予定
４.参加申込書提出期限	令和８年11月13日（金）午後５時
５.参加資格審査・通知	令和８年11月16日（月）
６.企画提案書提出期限	令和８年11月18日（水）午後５時
７.プレゼンテーション	令和８年11月20日（金）午後予定
８.選定結果通知	令和８年11月25日（水）
９.契約予定日	令和８年11月下旬

３．　見積上限額

見積上限額は、２，０００，０００円（消費税及び地方消費税を含む）

（１） この金額は契約予定額ではなく、費用上限等を示すものとする。

（２） 採用された企画提案に基づき業務内容を調整の上、再度見積もりを求める。

４． 参加資格

募集の参加資格は、次の要件をすべて満たす企業又は団体とする。

（１） 仕様書に基づく業務の履行が可能であること。

（２） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

（３） 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされている等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

（４） 募集開始の日から参加申込書の提出締切までに、久米島町暴力団排除条例（平成23年条例第17号。以下「暴力団排除条例」という。）の規定による措置、又は久米島町建設工事等暴力団排除措置要綱（平成26年策定）の規定による指名除外を受けていないこと。

（５） 暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員、暴力団員等を構成員としていないこと。

（６） 沖縄県内に本社又は支社、営業所を有すること。

５． 質問及び回答

応募方法及び企画提案書の作成等について質問がある場合は、次のとおり質問書により提出すること。

（１） 質問の提出方法

① 提出期限　令和８年11月９日（月）午後５時まで

② 提出書類　質問書（様式１）を使用すること。

③ 提出方法　電子メールにて

④ 提 出 先　fukushi@town.kumejima.lg.jp

（２） 回答方法

質問に関する回答は、令和８年11月10日（火）までに久米島町ホームページに掲載する。なお、質問への回答内容は、本要領の追加又は修正とする。

６． 参加申込書等の提出及び参加資格審査

（１） 提出期限等

① 提出期限　令和８年11月13日（金）午後５時まで

② 提出方法　持参又は郵送（簡易書留）、宅配便による提出

③ 提 出 先　〒901-3193　沖縄県島尻郡久米島町字比嘉2870番地　久米島町福祉課

（２） 提出書類

	提出書類	様式等	留意事項
１	参加申込書	様式２	

2	誓約書	様式３	
3	会社概要	様式４	
4	実績書	様式５	
5	直近事業年度の決算書 （貸借対照表、損益計算書など）	任意様式	

（３） 参加資格の確認

参加資格要件を満たすか確認を行い、令和８年11月16日（月）までに参加資格審査結果を、メールにて通知する。

７． 企画提案書等の提出について

（１） 提出期限等

① 提出期限　令和８年11月18日（水）午後５時まで（必着）

② 提出方法　持参又は郵送（簡易書留）、宅配便による提出

③ 提 出 先　〒901-3193　沖縄県島尻郡久米島町字比嘉2870番地　久米島町福祉課

④ 企画書の作成方法

【別紙１】企画提案書作成要領をご参照下さい。

（２） 提出書類

	提出書類	様式等	部数
1	企画提案書	様式６	５部（正本１部、副本４部）
2	企画書	任意様式	〃
3	見積書	任意様式又は様式７	〃

８． 企画提案の審査方法及び評価基準等

（１） 審査機関

審査は、久米島町職員で構成する審査委員会にて、企画提案の審査及び評価を行う。

（２） 審査委員会

審査委員は５名以内とする。また、審査委員会は、本業務に係る契約優先交渉権者の選定完了をもって終了とする。

（３） 審査方法

企画提案書及び提案者によるプレゼンテーションにより審査及び評価を行い選定する。なお、提案者が１者の場合、企画提案書の書類審査をもって優先交渉権者を選定することもある。

※事業者の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関して公表はしない。

（４） プレゼンテーション審査について

① 日時：令和８年11月20日（金）午後予定　　※詳細な時間は別途連絡する。

② 場所：久米島町役場２階会議室

③ 留意点

ア）プレゼンテーションの順番は企画提案書等の受付順とする。

イ）企画提案書を基にプレゼンテーションを行うこととし、当日の追加資料の配布など、事前に提出された提案書以外の資料を使用しての説明は不可とする。

ウ）審査は非公開で行い、１事業者毎の呼び込み方式とする。

エ）実際に携わる担当者が説明するものとし、時間は１事業者につき、プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分以内とする。

オ）審査会場への入室は２名以内とする。

カ）プロジェクター・スクリーン以外の必要な物は持参すること。

（５） 評価項目

【別紙２】企画提案審査評価基準による

（６） 評価方法

① 評価項目に定める項目ごとに採点を行い、審査委員が採点した点数の平均点（少数第２位を四捨五入）をもって得点とする。

② 満点は100点とし、最低基準点を60点とする。

③ 最低基準点を超えた者のうちから、最も多い得点の高い者を契約の優先交渉権者とする。

④ 上記③において、同点により優先交渉権者とすべき者が２者以上ある場合は、審査委員会で協議の上、優先交渉権者を選定する。

⑤ 提案者が１者の場合でも審査を行い、最低基準点を満たした場合は、優先交渉権者とし契約を行う。ただし、最低基準点を満たさない等、プロポーザルが不成立の場合は、再度公募する。

９．審査結果の通知・公表

（１） 審査結果は、提案者全員に通知する。

（２） 優先交渉権者の選定後、速やかに優先交渉権者を本町ホームページにて公表するものとする。

（３） 審査結果についての異議申立及び問い合わせには、一切応じないものとする。

１０．契約締結に向けての協議

（１）企画提案の確定について

①契約締結に向けて優先交渉権者と協議を行うが、優先交渉権者の選定をもって優先交渉権者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。

②本町との協議において、必要な範囲内において企画提案書の項目の追加、変更及び削除（以下「追加等」という。）を行った上で、本契約の仕様に反映させることができる。ただし、追加等を行う場合には、審査結果に影響を与えない範囲で行うものとする。

（２）協議の成立

①優先交渉権者との協議が成立した場合は、契約の締結を進めるものとする。
②優先交渉権者との協議が成立しない場合は、次点者と順次、協議を開始するものとする。
③協議が成立したものを以下「受託候補者」とする。

（３）見積書の徴取について

①協議後、受託候補者から契約締結に伴う見積書を改めて徴取する。
②見積金額は、原則として企画提案時に提出した見積上限額を超えないこととする。ただし、協議時に企画提案書の項目に追加等があった場合はこの限りではない。

１１．その他

（１） 留意事項

① 企画提案は１事業者につき、１提案であること。
② 本公募の提案にかかる経費は、企画提案者負担とし、提出していただいた企画提案書は返却しない。
③ 提出された書類は、情報公開請求があった場合には、久米島町情報公開条例に基づき非公開とすべき箇所を除き、公開する場合がある。

（２） 欠格事項

次のいずれかに該当した者は欠格とする。

① 企画提案書提出期限又はプレゼンテーションの開催日時に遅れた場合
② 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
③ 募集要項に定める方法以外で町職員、審査委員等に対して本案件について接触をはかり、接触した事実が認められる場合
④ その他公平な競争の妨げになる行為、事実があったと判断した場合

１２．問い合わせ先・応募書類提出先

久米島町役場　福祉課　　担当：前原
住所：〒901－3193　沖縄県島尻郡久米島町字比嘉2870番地
電話：098－985－7124
FAX ：098－985－7120
E-Mail：fukushi＠town.kumejima.lg.jp

【別紙１】

企画提案書作成要領

次の要領に沿って資料を作成すること。

１　企画提案書の規格等：企画提案書は以下に沿った方法で作成すること。

□表紙などを除いて１０頁以内　　□Ａ４版カラー・片面印刷

２　提案項目及び記載内容：企画提案書は、概ね下表に沿った内容で具体的に作成すること。

記載順	提案項目	記載内容
①	基本事項	【車両の概要・特徴】 ・乗車定員やサイズなど車両の仕様を記載すること。
②	企画提案	【車両の装備等】 ・附属品など車両の装備に関することを記載すること。 【保守・サポート】 ・補償内容等を記載すること。 【独自提案・その他カラーバリエーション】 ・その他あれば記載すること。

企画提案審査評価基準

No.	評価項目	評価の視点・基準	配点
1	提案車両の性能・適合性	本業務の目的（脱炭素・機動性利便性）を理解しているか。 走行距離、安全性、地域特性への対応力など、業務に適した車種選定が妥当であるか。	30
2	経済性・コスト	車両本体価格、メンテナンス費用の積算が妥当であるか。	25
3	保守・サポート体制	トラブル時の対応、町内の修理工場等との連携、迅速なメンテナンス体制が確保されているか。	25
4	企業の信頼性・実績	同種類似の自治体納入実績や、企業の経営基盤、環境配慮への取組み状況。	20